

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）が 5 % から 8 % に、令和元年 10 月 1 日より 10 % に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 6 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-------------------------|--------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 505,523 千円 |
| 2 | 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,705,934 千円 |

（単位：千円）

事業名		決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	1,097,844	811,930	96,269	189,645
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	76,974	16,278	20,437	40,259
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	89,232	22,971	22,311	43,950
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	10,159	0	3,421	6,738
社会保険	介護保険事業	672,834	34,609	214,894	423,331
	国民健康保険事業	401,379	184,163	73,138	144,078
	後期高齢者医療事業	152,537	105,131	15,962	31,444
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	42,331	6,152	12,182	23,997
	予防費 (感染症予防事業)	92,320	23,323	23,232	45,765
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	70,324	0	23,678	46,646
合 計		2,705,934	1,204,557	505,523	995,854